

加工食品品質表示基準Q&A（第1集）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">加工食品品質表示基準Q&amp;A集（第1集） 目次</p> <p>1～10 【略】</p> <p>11 表示に関して、食品衛生法（<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令を含む。</u>）、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。</p> <p>12～26 【略】</p> <p>27 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料の<u>全てを</u>合算したものです。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。</p> <p>28 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した<u>全て</u>の香辛料を記載しなければならないのですか。</p> <p>29 【略】</p> <p>30 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。</p> <p>31～55 【略】</p> <p>（問1）加工食品品質表示基準が適用される商品は、JASマークのついているものだけですか。また、配合飼料やお酒は加工食品品質表示基準の適用を受けるのですか （答）</p> <p>1 品質表示基準は、JASマークが付いているか否かにかかわらず、一般消費者向けの<u>全ての</u>飲食用品及びその原材料となるものを対象に、製造業者又は販売業者等が守るべき表示の基準を定めたものです。</p> <p>2 【略】</p>	<p style="text-align: center;">加工食品品質表示基準Q&amp;A集（第1集） 目次</p> <p>1～10 【略】</p> <p>11 表示に関して、食品衛生法（<u>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。</u>）、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。</p> <p>12～26 【略】</p> <p>27 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料の<u>すべてを</u>合算したものです。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。</p> <p>28 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した<u>すべて</u>の香辛料を記載しなければならないのですか。</p> <p>29 【略】</p> <p>30 食品衛生法施行規則で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。</p> <p>31～55 【略】</p> <p>（問1）加工食品品質表示基準が適用される商品は、JASマークのついているものだけですか。また、配合飼料やお酒は加工食品品質表示基準の適用を受けるのですか （答）</p> <p>1 品質表示基準は、JASマークが付いているか否かにかかわらず、一般消費者向けの<u>すべての</u>飲食用品及びその原材料となるものを対象に、製造業者又は販売業者等が守るべき表示の基準を定めたものです。</p> <p>2 【略】</p>

(問2) 加工食品品質表示基準制定の経緯を教えてください。

(答)

従来、しょうゆ、ジャム等、JAS規格が定められている品目について個別に品質表示基準を定め、個別に表示の適正化を図っていました。しかし、食品に対する消費者の関心が高まる中で、消費者の商品選択の目安となる情報をくまなく正確に伝えるために、加工食品に共通した表示ルールとして、平成12年に加工食品品質表示基準を制定しました。

本基準は、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入された、一般消費者に販売される全ての加工食品に適用されているところです。

(問3)～(問4)

【略】

(問5) 加工食品の表示について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどこに行えばよいのですか。

(答)

1 【略】

2 また、品質表示基準に関する質問・相談は、消費者庁食品表示課、農林水産省表示・規格課、各地方農政局消費・安全部表示・規格課及び最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにおいて受け付けています。問合せ先は、以下のとおりです。

○消費者庁食品表示課

TEL 03-3507-9225

(ホームページ)

<http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

○農林水産省消費・安全局表示・規格課

TEL 03-3502-8111 (内線: 4486、4622、4487)

(ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

○各地方農政局消費・安全部表示・規格課(全国7ヶ所)、北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課及び沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課	(札幌市)	TEL 011-642-5490
東北農政局消費・安全部表示・規格課	(仙台市)	TEL 022-263-1111 (代)
関東農政局消費・安全部表示・規格課	(さいたま市)	TEL 048-600-0600 (代)
北陸農政局消費・安全部表示・規格課	(金沢市)	TEL 076-263-2161 (代)
東海農政局消費・安全部表示・規格課	(名古屋市)	TEL 052-201-7271 (代)
近畿農政局消費・安全部表示・規格課	(京都市)	TEL 075-451-9161 (代)

(問2) 加工食品品質表示基準制定の経緯を教えてください。

(答)

従来、しょうゆ、ジャム等、JAS規格が定められている品目について個別に品質表示基準を定め、個別に表示の適正化を図っていました。しかし、食品に対する消費者の関心が高まる中で、消費者の商品選択の目安となる情報をくまなく正確に伝えるために、加工食品に共通した表示ルールとして、平成12年に加工食品品質表示規程を制定しました。

本基準は、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入された、一般消費者に販売されるすべての加工食品に適用されているところです。

(問3)～(問4)

【略】

(問5) 加工食品の表示について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどこに行えばよいのですか。

(答)

1 【略】

2 また、品質表示基準に関する質問・相談は、消費者庁食品表示課、最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び地方農政局消費・安全部表示・規格課などにおいて受け付けています。問合せ先は、以下のとおりです。

〈独立行政法人 農林水産消費安全技術センター〉

札幌センター	小樽事務所 (小樽市)	TEL 0134-33-5969
仙台センター	(仙台市)	TEL 022-293-3931
本部	(さいたま市)	TEL 048-600-2366
本部	横浜事務所 (横浜市)	TEL 045-201-7433
名古屋センター	(名古屋市)	TEL 052-232-2029
神戸センター	(神戸市)	TEL 078-304-7423
福岡センター	門司事務所 (北九州市)	TEL 093-321-2663

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課	(札幌市)	TEL 011-642-5490 (代)
東北農政局消費・安全部表示・規格課	(仙台市)	TEL 022-263-1111 (代)
関東農政局消費・安全部表示・規格課	(さいたま市)	TEL 048-600-0600 (代)
北陸農政局消費・安全部表示・規格課	(金沢市)	TEL 076-263-2161 (代)
東海農政局消費・安全部表示・規格課	(名古屋市)	TEL 052-201-7271 (代)
近畿農政局消費・安全部表示・規格課	(京都市)	TEL 075-451-9161 (代)
中国四国農政局消費・安全部表示・規格課	(岡山市)	TEL 086-224-4511 (代)
九州農政局消費・安全部表示・規格課	(熊本市)	TEL 096-353-3561 (代)

中国四国農政局消費・安全部表示・規格課 (岡山市) TEL 086-224-4511 (代)  
九州農政局消費・安全部表示・規格課 (熊本市) TEL 096-211-9111 (代)  
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 (那覇市) TEL 098-866-1672

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 (那覇市) TEL 098-866-1672

〈農林水産省〉  
消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111 (内線：4486, 4487)

〈消費者庁〉  
消費者情報ダイヤル TEL 03-3507-9999

○独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (全国7ヶ所)

札幌センター (札幌市) TEL 050-3481-6011  
仙台センター (仙台市) TEL 050-3481-6012  
本部 (さいたま市) TEL 050-3481-6013  
本部横浜事務所 (横浜市) TEL 050-3481-6014  
名古屋センター (名古屋市) TEL 050-3481-6015  
神戸センター (神戸市) TEL 050-3481-6016  
福岡センター門司事務所 (北九州市) TEL 050-3481-6017  
(ホームページ)  
http://www.famic.go.jp

(問6)～(問10)

【略】

(問11) 表示に関して、食品衛生法(食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令を含む。)、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。

(答)

1 【略】

2 また、公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法に基づいて、消費者庁及び公正取引委員会が認定したものであり、これは品目毎の公正取引協議会の会員が表示の義務を負うものです。

3 【略】

(問12)～(問13)

【略】

(問14) 第3条第1項のただし書き「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」については表示の必要がないとのことですが、次の場合はそれに該当しますか。

- ① 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、単に販売する場合
- ② 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合
- ③ 出前による販売
- ④ 刺身の盛り合わせ、惣菜などを店のバックヤードで製造加工した場合

(問6)～(問10)

【略】

(問11) 表示に関して、食品衛生法(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を含む。)、公正競争規約等との関連はどうなるのですか。

(答)

1 【略】

2 また、公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法に基づいて、公正取引委員会が認定したものであり、これは品目毎の公正取引協議会の会員が表示の義務を負うものです。

3 【略】

(問12)～(問13)

【略】

(問14) 第3条第1項のただし書き「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」については表示の必要がないとのことですが、次の場合はそれに該当しますか。

- ① 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、単に販売する場合
- ② 別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合
- ③ 出前による販売
- ④ 刺身の盛り合わせ、惣菜などを店のバックヤードで製造加工した場合

(答)

1 「「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合」とは、製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売することをいい、具体的には洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業（製造小売）」や、パン屋等の「パン小売業（製造小売）」等がその場で行う飲食料品の製造販売、スーパーの惣菜コーナー等「店内加工して直接販売する場合」を指します。

「飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」とは、具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による飲食料品の提供を指します。

これは、製造又は加工したものをその場で一般消費者に販売する場合は、その商品の品質を把握し、かつ、消費者から求められればその商品についての全ての情報を答えられる立場にあることを理由としています。

2 【略】

(問15)～(問24)

【略】

(問25) 原材料が1種類の場合は原材料名を表示しなくてもよいということですが、食品添加物は含めないものとして考えてよいのですか。

(答)

1 【略】

2 また、その「原材料」とは製品を製造又は加工する際に使用したものを全てを含みますので食品添加物も含めて考えます。ただし、食品衛生法の規定により表示不要とされた添加物は除きますので、結果的に表示対象となる原材料が1種類となった場合には、表示を省略することができます。

3 【略】

(問26)

【略】

(問27) 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料の全てを合算したものですか。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。

(答)

【略】

(問28) 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した全ての香辛料を記載しなければならないのですか。

(答)

(答)

1 「「飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合」とは、製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売することをいい、具体的には惣菜屋、調理パン小売業等の「料理品小売業者」がその場で行う飲食料品の製造販売、スーパーの惣菜コーナー等「店内加工して直接販売する場合」を指します。

「飲食料品を設備を設けて飲食させる場合」とは、具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による飲食料品の提供を指します。

これは、製造又は加工したものをその場で一般消費者に販売する場合は、その商品の品質を把握し、かつ、消費者から求められればその商品についてのすべての情報を答えられる立場にあることを理由としています。

2 【略】

(問15)～(問24)

【略】

(問25) 原材料が1種類の場合は原材料名を表示しなくてもよいということですが、食品添加物は含めないものとして考えてよいのですか。

(答)

1 【略】

2 また、その「原材料」とは製品を製造又は加工する際に使用したものをすべてを含みますので食品添加物も含めて考えます。ただし、食品衛生法の規定により表示不要とされた添加物は除きますので、結果的に表示対象となる原材料が1種類となった場合には、表示を省略することができます。

3 【略】

(問26)

【略】

(問27) 原材料に占める重量の割合が2%以下の香辛料については、「香辛料」とまとめて記載できることとなっていますが、2%とはそれぞれの香辛料についてですか、それとも香辛料のすべてを合算したものですか。また、香辛料の一部を強調するために普通の原材料として記載することは可能ですか。

(答)

【略】

(問28) 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用したすべての香辛料を記載しなければならないのですか。

(答)

【略】

(問 2 9)

【略】

(問 3 0) 食品衛生法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。

(答)

食品添加物の表示は食品衛生法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の規定により記載することとしていますので、当該府令で表示義務が免除されているものについて表示する必要はありません。

(問 3 1) 食品添加物に対する消費者の関心に応えるため「食品添加物は一切使用していません」「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

1 通常同種の製品が一般的に食品添加物が使用されているものであって、当該製品について食品添加物を使用していない場合に、食品添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。ただし、加工助剤やキャリアオーバー等のように食品衛生法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の規定により表示が免除される食品添加物を使用している場合には、食品添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ記載することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に記載することが望ましいと考えます。

2 【略】

(問 3 2) ～ (問 4 1)

【略】

(問 4 2) 水産物を洋上加工した場合の原産国はどうなるのですか。

(答)

関税法施行令及び同法施行規則においては、「一の国又は地域の船舶において前号※に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品」については、「一の国又は地域において完全に生産された物品」とすることになっていますので、問のような場合の原産国は、その船籍の属する国となります。

※ 前号(関税法施行規則第 1 条の 5 第 6 号)「一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物」

(問 4 3) ～ (問 5 1)

【略】

【略】

(問 2 9)

【略】

(問 3 0) 食品衛生法施行規則で、添加物のうち表示義務のないものとして、栄養強化の目的で添加するもの及び加工助剤・キャリアオーバーがありますが、これらについて加工食品品質表示基準ではどうですか。

(答)

食品添加物の表示は食品衛生法施行規則の規定により記載することとしていますので、当該施行規則で表示義務が免除されているものについて表示する必要はありません。

(問 3 1) 食品添加物に対する消費者の関心に応えるため「食品添加物は一切使用していません」「無添加」などと表示をすることはできますか。

(答)

1 通常同種の製品が一般的に食品添加物が使用されているものであって、当該製品について食品添加物を使用していない場合に、食品添加物を使用していない旨の表示をしても差し支えないと考えます。ただし、加工助剤やキャリアオーバー等のように食品衛生法施行規則の規定により表示が免除される食品添加物を使用している場合には、食品添加物を使用していない旨の表示をすることはできません。

また、「無添加」とだけ記載することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に記載することが望ましいと考えます。

2 【略】

(問 3 2) ～ (問 4 1)

【略】

(問 4 2) 水産物を洋上加工した場合の原産国はどうなるのですか。

(答)

関税法基本通達においては、「一の国の船舶において前号※に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品」については、「一の国においてその全部が生産されたものとする」ということになっていますので、問のような場合の原産国は、その船籍の属する国となります。

※ 前号(6 8 - 3 - 5 へ号)「一の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物」

(問 4 3) ～ (問 5 5)

【略】

(問5 2) 数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、内容量の表示はどのようにすればよいですか。

(答)

1 原材料名の表示は、

ケーキの詰め合わせを例にすると、「チョコレートケーキ(砂糖、卵、小麦粉、植物油、カカオマス、全粉乳・・・(以下略))、いちごケーキ(砂糖、小麦粉、卵、植物油、カカオバター、いちご・・・(以下略))」等とそれぞれの製品ごとに複数の製品の全ての原材料名を、加工食品品質表示基準に基づき表示します。

2 【略】

3 【略】

(問5 3)～(問5 5)

【略】

(問5 2) 数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、内容量の表示はどのようにすればよいですか。

(答)

1 原材料名の表示は、

ケーキの詰め合わせを例にすると、「チョコレートケーキ(砂糖、卵、小麦粉、植物油、カカオマス、全粉乳・・・(以下略))、いちごケーキ(砂糖、小麦粉、卵、植物油、カカオバター、いちご・・・(以下略))」等とそれぞれの製品ごとに複数の製品のすべての原材料名を、加工食品品質表示基準に基づき表示します。

2 【略】

3 【略】

(問5 3)～(問5 5)

【略】